

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]						
<p style="text-align: center;">第 1 章～第15章（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～18（略） （注）（略）</p> <p style="text-align: center;">第 1 表～第 3 表（略）</p> <p>別表 1～別表 2（略）</p> <p>附 則（平成27年 6 月24日経企第633号）</p> <p>1 この改正規定は、平成27年6月26日から実施します。 （ドコモ光新規工事料キャンペーンの適用）</p> <p>2 この改正規定実施の日から平成27年8月31日までの間において、I P 通信網契約の締結（当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに I P 通信網契約を締結する場合及び特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する I P 通信網サービスの転用を利用して当社と I P 通信網契約を締結する場合を除きます。）した場合であって、その契約者回線の提供開始日が平成27年11月30日までの間に含まれる日であるときは、ドコモ光新規工事料キャンペーン（契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表（工事費） 2（料金額）に規定する基本工事費、交換機工事費及び回線終端装置工事費の合計額（以下この附則において「対象工事費」といいます。）に代えて、次表に規定する額に消費税相当額を加算した額を適用する取扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">対象工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2)以外のとき</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>(2) 屋内配線設備の部分に係る工事の請求があったとき。</td> <td>対象工事費に 0.5 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象工事費の額	(1) (2)以外のとき	-	(2) 屋内配線設備の部分に係る工事の請求があったとき。	対象工事費に 0.5 を乗じて得た額	<p style="text-align: center;">第 1 章～第15章（略）</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～18（略） （注）（略）</p> <p style="text-align: center;">第 1 表～第 3 表（略）</p> <p>別表 1～別表 2（略）</p>
区分	対象工事費の額						
(1) (2)以外のとき	-						
(2) 屋内配線設備の部分に係る工事の請求があったとき。	対象工事費に 0.5 を乗じて得た額						

3 前項に規定する表中の区分(2)の適用がある場合において、そのI P通信網契約に係る特定X i等(次の(1)及び(2)を満たすものに限ります。)又は特定X i等が属する共有回線群を構成する他のX i若しくはF O M A(次の(1)及び(2)を満たすものに限ります。)に係る契約の締結があった日から起算して30日が経過するまでの間に、そのI P通信網の契約の締結(当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにI P通信網契約を締結する場合を除きます。)があったことを当社が確認したときは、対象工事費の支払いを要しません。

(1) 総合利用プランに係るもの。

(2) 当社が提供する電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たに締結したF O M A契約又はX i契約に係るもの。

4 ドコモ光新規工事料キャンペーンの適用を受けているときは、契約者は第2項に規定する対象工事費について分割払いを請求することができません。